

私立高校の授業料無償化制度について

(大阪府と国の支援制度の紹介)

大阪の私立高校には、大阪独自の授業料無償化制度があります！

大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、私立高校への進学を経済的理由であきらめることのないよう、**授業料を実質無償化する制度**を実施しています。令和元年度新入生から、これまで以上に手厚い補助制度が実施されています。是非この制度を活用し、自らの希望に応じて自由に学校を選択してください。

(令和4年度入学生)

全日制

(授業料が60万円の学校の場合)

年収のめやす ^{※1} (市町村民税の課税標準額×6% -市町村民税の調整控除の額)	授業料負担年額		
	こども一人 の世帯	こども二人 の世帯 ^{※2}	こども三人以上 の世帯 ^{※2}
～590万円未満 (154,500円未満)	無償	無償	無償
590万円～800万円未満 (154,500円～251,100円未満)	20万円 ^{※3}	10万円 ^{※3}	無償
800万円～910万円未満 (251,100円～304,200円未満)	481,200円 ^{※4※5}	30万円 ^{※4}	10万円 ^{※4}

通信制

(1単位あたりの授業料が10,032円の学校の場合)

年収のめやす ^{※1} (市町村民税の課税標準額×6% -市町村民税の調整控除の額)	授業料負担年額
～590万円未満 (154,500円未満)	無償
590万円～910万円未満 (154,500円～304,200円未満)	1単位あたり 5,220円 ^{※6※7}

※1 表示の年収めやすは保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のもので、実際は保護者全員の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額(政令指定都市に市民税を納めている場合は、調整控除の額に4分の3を乗じた額)」の合算により判定します。なお、令和4年7月以降の判定について、生徒本人が早生まれで扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒達よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額-33万円)×6%-市町村民税の調整控除の額」で計算します。(令和4年7月～令和5年6月までの判定については平成18年1月2日～4月1日生まれが対象)

※2 19歳以上は、高校等や大学等の在学者に限りません。

※3 授業料にかかわらず負担額は変わりません。

※4 授業料が60万円を超える学校の場合、その超えた額と上記負担額の合計額が負担額となります。
(授業料が65万円の学校の場合→上記負担額+5万円)

※5 授業料が60万円未満の学校の場合、授業料から118,800円を引いた額が負担額となります。

※6 1単位あたりの授業料が10,032円を超える学校の場合、その超えた額に5,220円を加えた額が負担額となります。
(1単位あたりの授業料が12,000円の学校の場合→7,188円)

※7 1単位あたりの授業料が10,032円未満の学校の場合、授業料から4,812円を引いた額が負担額となります。

補助の要件

- ①生徒と保護者(親権者全員)が大阪府内に在住していること。
- ②大阪府教育長が指定した「私立高校生等就学支援推進校」に10月1日に在学していること。
- ③保護者全員の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」の合算が、基準の範囲内であること。
(国の就学支援金を受給していることが必要です。)

注意事項

- ・補助の対象となる場合でも授業料は、一旦支払う必要があります。(後日、お通りの学校より還付または相殺されます。)
- ・入学金や教科書代、修学旅行積立金等は対象外です。
- ・入学した高等学校が定める期限までに申請する必要があります。(入学以降、学校より連絡があります。)
- ・令和4年5月現在の内容です。今後変更となる可能性があります。

[お問い合わせ先] 府民お問合せセンターピットライン (06)6910-8001 大阪府教育庁私学課 (06)6941-0351 (代表)

[大阪府HP] 「私立高校生等に対する授業料支援について」 <https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>